

課（室）長  
教育事務所長 殿  
教育機関の長  
県立学校長

岡山県教育委員会教育長  
（ 公 印 省 略 ）

健康増進法の一部を改正する法律施行後の岡山県教育委員会が  
所管する施設における受動喫煙対策について

このことについて、各所属における受動喫煙対策については日頃から取り組んでいた  
だいでいるところですが、望まない受動喫煙の防止を目的とする「健康増進法の一部を  
改正する法律」（以下「改正法」という。）が、平成30年7月25日付けで公布され  
たことに伴い、改正法施行後の岡山県教育委員会が所管する施設における受動喫煙対策  
については次のとおり定め、これまでの取組を一層推進することとします。

つきましては、改正法及び本通知を踏まえ、各所属において積極的に取り組んでい  
だきますようお願いいたします。

なお、別添（写）のとおり、市町村（組合）教育委員会教育長にも情報提供してお  
りますので御承知おき願います。

記

1 施設類型及び施行日（詳細は別紙のとおり）

施 設 類 型	改正法による規制	施 行 期 日
第一種施設（学校、行政機関の庁舎）	原則敷地内禁煙	令和元年7月1日
第二種施設（県立図書館等）	原則屋内禁煙	令和2年4月1日

※行政機関の庁舎とは、政策や制度の企画立案業務が行われる施設を意味する。

2 基本的な考え方

（1）県立学校

「学校が児童生徒の健康被害の防止や喫煙防止教育を推進している教育機関とし  
ての社会的役割を一層充実する」という趣旨で、「敷地内禁煙」を実施しているが、  
改正法施行後も引き続き「敷地内禁煙」とする。ただし、改正法施行後「第一種施  
設」に運用が可能となる「特定屋外喫煙場所」については設置しないこととする。

（2）教育庁、教育事務所及び教育機関

改正法上の施設類型により、「第一種施設」は原則「敷地内禁煙」、「第二種施  
設」は原則「屋内禁煙」とする。ただし、第二種施設においても、可能な限り「敷  
地内禁煙」の取組を目指すこととし、施設の立地条件及び利用者の状況等を踏まえ、  
やむなく喫煙所を設置する場合においても、望まない受動喫煙の防止対策を講じる  
こと。

3 所属における取組

所属長は、受動喫煙防止対策の実効性を高めるため、次の取組を行う。

- （1）職員会議や衛生委員会等において、受動喫煙対策の目的や趣旨等について職員に  
説明し、理解と協力を得ること。
- （2）チラシ等の配付、案内板の掲示やホームページ等により、施設利用者に対して、  
受動喫煙対策の周知を図り、理解と協力を求めること。また、喫煙所を設置する施  
設においては、喫煙場所への20歳未満の者の立入りを禁止すること、喫煙者に対  
して、定められた喫煙所での喫煙を徹底することや喫煙所付近を通行する利用者等  
がいる時は喫煙を控えてもらうことなどの対策を講じること。
- （3）施設周辺での喫煙により、たばこの煙が施設の敷地内に流入したり、近隣住民等  
に受動喫煙や不快な思いをさせたりすることがないように、職員はもとより施設利用

者等の関係者にマナーある行動を求めること。

- (4) 職場における職員の健康増進の取組として、喫煙が健康に与える影響や禁煙の取組の紹介などの情報提供等により、喫煙者への禁煙の支援を行うこと。

#### 4 県教育委員会における取組

県教育委員会は、受動喫煙対策を円滑に進めるため、次の取組を行う。

- (1) 県ホームページ等において、岡山県教育委員会が所管する施設の受動喫煙対策について広く周知する。
- (2) 禁煙等に関する職場における職員の健康増進の取組を支援するため、喫煙が健康に与える影響や禁煙の取組に関する健康情報の提供等を行う。

#### 5 送付文書

- (1) 岡山県教育委員会が所管する施設の受動喫煙対策状況等と改正健康増進法施行後の各施設類型について（別紙）
- (2) 改正健康増進法の施行に関するQ & A（抜粋）

岡山県教育委員会が所管する施設の受動喫煙対策状況等と  
改正健康増進法施行後の各施設類型について

令和元年6月12日

施設名	現在の対策状況			改正法施行後	
	敷地内 禁煙	屋内 禁煙	分煙	施設類型	施行期日
県立学校	○			第一種 敷地内禁煙	令和元年7月1日
教育庁（本庁）		○			
岡山教育事務所		○			
津山教育事務所		○			
総合教育センター			○	第二種 屋内禁煙	令和2年4月1日
古代吉備文化財 センター		○			
生涯学習センター	○				
博物館	○				
図書館		○			
渋川青年の家		○			
旧閑谷学校	○				
岡山県青少年教育 センター閑谷学校		○			